

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、愛知県人権尊重の社会づくり条例（令和4年愛知県条例第3号）第15条に規定する「性的指向及び性自認の多様性の理解の増進」を図り、同条例の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向けた取組の一助として、愛知県ファミリーシップ宣誓制度を実施するものとする。この要綱は、愛知県ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップ及び、パートナーシップにある者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他知事が適当と認める者（以下、「近親者等」という。）を含め、家族であると約した関係をいう。
- (3) 宣誓 ファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するパートナーシップにある者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ）を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。（配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。）ただし、共に宣誓をしようとする者同士が事実上婚姻関係と同様の事情にある場合は除く。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。
- (5) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」

という。)を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて知事に宣誓しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 宣誓時において県内に住所を有していない者の場合は、前号に掲げる書類に代えて、県内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類
- (3) 現に婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)

ア 独身証明書

イ 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

ウ 届出者が外国籍であるときは、外国の官憲(在日大使館等)の交付する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文(翻訳した者の氏名を記入したのものに限る。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

- (4) 近親者等とファミリーシップにあることを宣誓しようとする場合は、その関係を確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 知事は、ファミリーシップの宣誓をしようとする者が前項の宣誓書に自ら記入することができないと認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

3 宣誓書の提出は、知事が指定する場所において、又は郵送により行うものとする。

4 知事は、宣誓をしようとする者が、本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券(パスポート)

(3) マイナンバーカード(個人番号カード)

(4) 各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める書類

5 前項の規定による確認は、インターネットその他の知事が指定する方法を利用することにより行うことができる。その場合、前項の本人確認書類の写しを郵送により提出するものとする。

6 宣誓しようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について県と調整し、共に宣誓すること。

7 前条第2号に規定する県内へ転入予定である者は、転入後、県内への転入を証明する書類(住民票の写し又は住民票記載事項証明書。県内への転入後であつて、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。)を知事に提出するものとする。

(受理証明書等の交付)

第5条 知事は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、ファミリーシップ宣誓書受理証明書(様式第2号)及びファミリーシップ宣誓書受理証明カード(様式第3号)(以下、これらを「受理証明書等」という。)を交付す

る。ただし、宣誓時点において一方が転入予定者である宣誓者（他の一方が県内に住所を有する者である宣誓者を除く。）又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、転入予定者受付票（様式第4号）を交付し、当該転入予定者が県内への転入後に発行された住民票の写し又は住民票記載事項証明書（県内への転入後であって、提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を知事に提出した後に交付する。なお、受理証明書等は、交付の希望がある場合は、受理証明書等に記載された近親者等にも交付する。

（通称名の使用）

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書及び受理証明書等に記載する氏名について、性別違和その他知事が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に代えて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。ただし、宣誓書及び受理証明書等の裏面部分については、この限りではない。

（近親者等に関する記載）

第7条 宣誓者の一方又は双方に近親者等がいる場合であって、ファミリーシップの関係にあり、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、近親者等の氏名等が記載された宣誓書とともに、次に掲げる書類を知事に提出することで、受理証明書等に記載することができる。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 近親者等である事実が確認できる書類（戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は戸籍全部事項証明書その他の関係が確認できる書類。提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 近親者等の記載に関する同意書（様式第5号）（15歳以上の近親者等に限る。）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等について、受理証明書等に氏名等の記載を希望するときは、第4条に規定する宣誓書及び前項の同意書に、当該近親者等が自ら記入するものとする。第9条に規定する変更届により、近親者等が追加された場合においても同様とする。ただし、自ら記入することができないと知事が認めるときは、他の者をしてこれを記入させることができる。

（近親者等に関する記載の削除）

第8条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、知事にファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第6号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申立てることができる。

- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。
- 3 知事は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する前の受理証明書等の返

還を受けるものとする。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受理証明書等の返還を要しない。

- 4 その他知事が特に理由があると認めるときは、近親者等に関する記載の削除を申立てることができる。

(変更等の届出)

第9条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届（様式第7号。以下「変更届」という。）に、変更内容等が確認できる書類及び受理証明書等を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。
- 3 知事は、変更届出の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付する。

(受理証明書等の再交付)

第10条 第5条の規定により受理証明書等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書等の再交付を希望するときは、受理証明書等を再交付する。

- 2 受理証明書等の再交付を受けようとする者は、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第8号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、毀損、汚損により受理証明書等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書等を添えなければならない。
- 3 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(受理証明書等の返還)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）に受理証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りではない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき。
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。
- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。なお、無効となった宣誓者は、前条に規定する返還届に受理証明書等を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。
- (3) 第3条の各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第7項の規定に反して、県内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(宣誓内容証明書の交付)

第13条 宣誓者及び近親者等は、第11条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書(様式第10号)を知事に提出することにより、ファミリーシップ宣誓内容証明書(様式第11号)の交付を受けることができる。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

(宣誓書の保存期間)

第14条 知事は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(個人情報)

第15条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(県民及び事業者への周知、啓発及び施策推進)

第16条 知事は、県民及び事業者がこの要綱の規定に基づくファミリーシップ宣誓制度の趣旨を理解するとともに、これを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

2 知事は、この要綱の規定に基づくファミリーシップ宣誓制度について、他の地方公共団体等と必要な連携がなされるように努めるものとする。

3 知事は、施策の推進にあたり、本要綱の趣旨を尊重し、ファミリーシップにある当事者に十分配慮するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月18日から施行し、令和6年4月1日の制度開始時から適用する。